

第3回ODA政策協議会(2月27日@沖縄)
報告:「NGOとの安全・治安情勢に関する意見交換」

平成25年2月27日
外務省領事局邦人テロ対策室

1 経緯

昨年12月9日に開催されたNGO・外務省定期協議会「第二回ODA政策協議会」において、NGO側から、国際協力に携わるNGOと外務省との間で安全・治安情勢に関する協議、もしくは情報交換のための枠組みを設けたい旨の問題提起があったことを受け、とりあえず、協議を開始することが重要との観点から、アドホック、非公開・非公式ベースで、昨年12月20日及び本年2月14日に、NGOと外務省関係課との間で安全対策に関する意見交換をそれぞれ行った。

2 意見交換の概要

(1) NGO側からの質問事項等

(ア) NGOは、自らが関与するODA案件やその活動に関連して治安情勢の評価に関心があるところ、外務省がどのようにして危険情報を設定し、邦人に対して関連情報の提供を実施しているのか、また、危険地における安全対策について、外務省がNGOの自主性をどの程度尊重するのか、その立場・考え方を承知したい。

(イ) 外務省がNGO以外の組織(民間企業等)との間で行っている安全対策や治安関連の意見交換の枠組み等について承知したい。

(ウ) JPF加盟団体の安全管理のガイドラインとして「安全5原則」や安全対策措置について説明。

(エ) 危険地域で活動を行うNGO職員は全員セキュリティー研修を受講していることを紹介。

外国の事例ではNGOから英国と米国における政府とNGO間の安全基準について紹介があった。英国では安全対策は各団体が責任をもつものとしてファンディングが行われているとの説明。

(オ) 外務省との意見交換を通じ、国連が活動している地域では政府関連資金を使用した活動についてNGOの自主性を尊重し、渡航制限や安全対策を含む事業実施条件の見直しをお願いしたい。

(カ) NGO側と外務省の情報交換は重要であると認識。

(2) 外務省からの発言概要

(ア) 危険情報については、在外公館からの報告や公開情報等を外務本省が総合的に判断し、発信している。危険地の安全対策分野におけるNGOの自主性の尊重については、アルジェリア事件以降、邦人保護の観点から公的資金によるプロジェクトについては、政府としては、安全第1の観点から、より慎重な立場をとっているが、いずれにせよ、1件1件、個別のケースを両者意見交

換, 情報交換しながら対応していきたいと考えている。

(イ) 特定の組織・個人に関する脅威情報を得た場合は, 個別に情報提供する場合もありうる。

(ウ) 海外で活動する企業・団体と外務省との間の情報交換・意見交換の枠組として以下を紹介。

(国内)「海外安全官民協力会議」, 「トラベルエージェンシー連絡会」(いずれも定期的に開催)

「イラク情勢に係る安全対策会議」(不定期開催), 「官民集中セミナー」(昨年4回開催), 「国内安全対策セミナー」(年に数回, 地方で開催)。

(海外)「安全対策連絡協議会」, 「在外危機管理セミナー」

(エ) 情報交換に関しては外務省とNGOの信頼関係が非常に重要と認識。またNGOは遠隔地で活動していることが多いため, 大使館が把握していない治安情報に通じていることが多いので, 両者の意見交換は極めて有益。

3 今後の予定

(1) NGOと外務省の意見交換は重要との認識の下, 同様の意見交換を今後も開催する方向で調整することで合意。

(2) 今後はNGO側が関心を有する地域やセクター等を確認し, それらに沿った形で意見交換を調整していく予定。

(了)